

平成24年度

災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業  
(補助事業)

本事業は、港湾における先進的技術を用いた低炭素化設備の導入に対する支援を行うものです。

公募要領

平成24年9月

国土交通省 港湾局

平成24年度 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業  
(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)の公募について

国土交通省と環境省では、平成24年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業の公募を行います。

本事業の概要、対象事業、実施方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)及びその他会計法令に基づき補助金交付手続き等を行っていただくことになります。平成24年度の交付要綱は、国土交通省及び環境省ホームページに掲載されています。

その他、公募要領でご不明な点等がありましたら、下記担当までご連絡ください。

- ・ 公募要領及び公募申請書類に関すること  
〒100-8918  
東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 榑原、鈴木  
電話：03-5253-8684(直通)
- ・ 交付要綱及び補助事業実施の手続きに関すること  
〒100-8918  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
環境省 総合環境政策局 環境計画課 今野、村尾、木下  
電話：03-5521-8234(直通)

## 目次

1. 事業の概要
  - 1.1 背景、目的
  - 1.2 事業内容
    - 1.2.1 補助対象事業
    - 1.2.2 補助対象事業者
    - 1.2.3 補助対象経費
    - 1.2.4 補助率
    - 1.2.5 事業期間
2. 公募の総額
3. 事業のスキーム
4. 実施方法
  - 4.1 公募と公募期間
  - 4.2 公募の申請について
    - 4.2.1 申請者及び申請単位
    - 4.2.2 複数年度事業について
    - 4.2.3 申請方法
    - 4.2.4 提出先
    - 4.2.5 CO<sub>2</sub>削減量の算出について
  - 4.3 補助事業の審査と選定
  - 4.4 補助金の交付について
    - 4.4.1 交付申請
    - 4.4.2 交付決定
5. スケジュール
6. 申請に係わる提出書類
7. 留意事項
  - 7.1 基本的な事項について
  - 7.2 既助成事業への応募禁止
  - 7.3 虚偽の応募に対する措置
  - 7.4 事業の開始について
  - 7.5 事業の中止等の措置
  - 7.6 補助金の経理等について
    - 7.6.1 補助金の経理等について
    - 7.6.2 実績報告及び書類審査等
    - 7.6.3 補助金の支払い
    - 7.6.4 取得財産の管理について

7.7 応募書類の取扱い

7.8 その他

(参考資料) 補助事業における利益等排除について

様式第1 交付申請書

別紙-1(1) 実施計画書

別紙-1(2) 実施計画書

別紙-2 経費内訳書

## 1. 事業の概要

### 1.1 背景、目的

我が国は、平成21年9月の国連気候変動首脳会合において、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減するという目標を掲げました。25%削減目標の達成にあたっては、あらゆる分野での総合的な対策を進めていくことが重要となっており、海上・陸上における物流の中核を担い、産業活動の拠点が集中する港湾においても、温室効果ガス排出量の削減が求められています。

港湾地域における低炭素化の実現にあたっては、港湾活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量を抑制又は削減するための設備等の導入が必要不可欠となっています。

このため、本事業では、上記の設備等を導入しようとする事業者に対して、事業の実施に必要な経費の一部補助を行うことで、導入を促進し、本格的な普及につなげることにより、一層の温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、地球環境の保全に資することを目的としています。

### 1.2 事業内容

#### 1.2.1 補助対象事業

以下の全てを満たす事業を対象とします。ただし、再生可能エネルギーによる発電等に係る設備は除きます。

- ・ 港湾において使用する設備等の導入
- ・ 低炭素化を推進する設備等の導入
- ・ 先進的技術の導入
- ・ 新設の設備等又は既設設備等の能力以上の設備等（代替又は改造）の導入

#### 1.2.2 補助対象事業者

以下の法人格を有する事業者を対象とします。ただし、地方公共団体は除きます。

- ① 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第9条第1項に規定する港湾運送事業者及び第22条の2第1項に規定する港湾運送関連事業者。
- ② 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第1項に規定する港湾管理者等が管理する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾において、港湾運送事業法第2条第2項で規定する港湾運送事業と同様の事業を行う者及び同条第3項で規定する港湾運送関連事業と同様の事業を行う者。
- ③ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業を行う者
- ④ 上記①、②又は③が行う事業に関連する補助対象設備等を所有しようとする者及び事業に関連する施設等に補助対象設備等を所有しようとする者。

2者以上の事業者が共同で補助対象事業を実施する場合には、共同で申請することとします。

また、上記④が、特定の借受人との間で契約期間中の途中解約又は解除ができないことを条件とし、かつ契約期間は導入する設備等の処分制限期間(法定耐用年数。複数の場合は最長のもの)継続して使用することを前提としたリース契約を締結する場合には、補助金が無い場合のリース契約料金と比べ、補助金相当分が低減されていることを証明できる書類を提出する必要があります。なお、割賦契約は不可とします。

### 1. 2. 3 補助対象経費

補助対象経費は補助事業の実施に必要な次の経費の一部について補助するものとし、対象設備は償却資産登録されるものでなければなりません。

- ・ 工事費(本工事費、付帯工事費並びに測量及び試験費)
- ・ 機械器具費(事業を行うために直接必要な機械器具及び車両等の購入並びに購入物の運搬、調整に要する費用)
- ・ 事務費(補助事業を行うために直接必要な事務に要する費用。)

なお、次の経費については補助対象外とします。

- ・ 過剰設備、将来用設備、兼用設備、予備設備等の経費
- ・ 撤去、移設に係る経費
- ・ 消費税(消費税法第5条又は第9条第1項に該当する者等はこの限りでない。)

### 1. 2. 4 補助率

1/2 以内。

### 1. 2. 5 事業期間

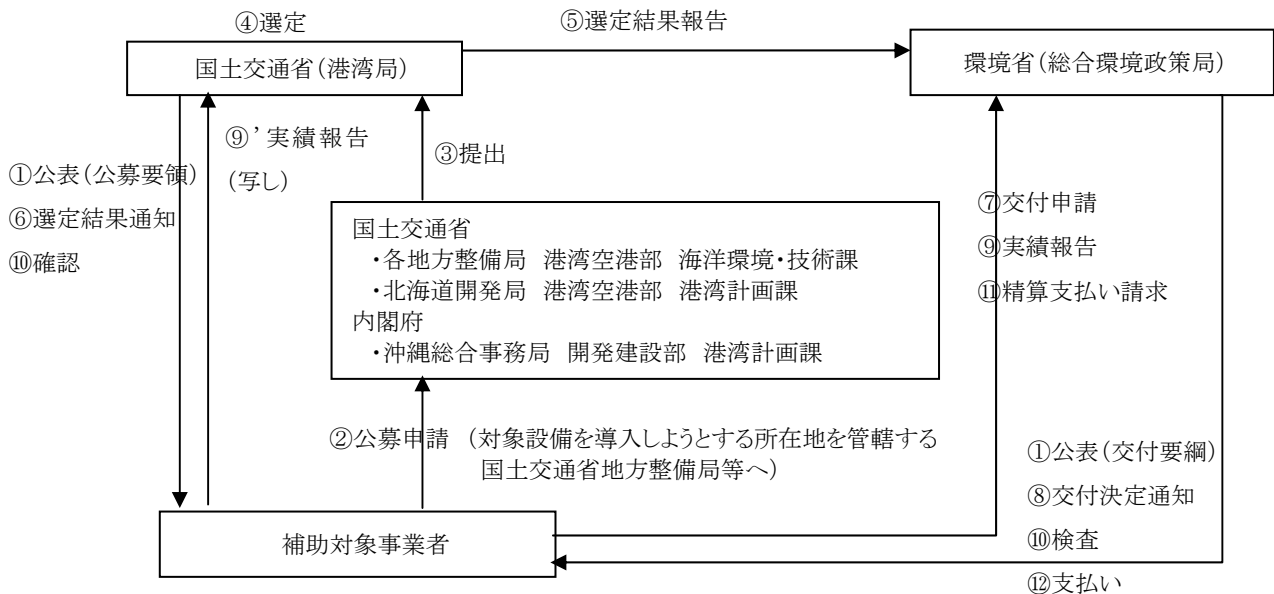
原則、単年度事業とします。

ただし、1年での実施が困難な事業であって、年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出される場合は、複数年度事業として申請することができます。

## 2. 公募予算額

4億円

## 3. 事業のスキーム



## 4. 実施方法

### 4. 1 公募と公募期間

国土交通省より、補助金を申請しようとする者(以下、「申請者」)に対して、一般公募を行うものとし、公募期間は以下のとおりとします。

- ・ 平成 24 年 9 月 6 日から平成 24 年 9 月 26 日

#### 4. 2 公募の申請について

申請に必要な様式については、電子データを国土交通省港湾局ホームページからダウンロードして作成して下さい。

申請者は、本要領に記載する「7. **留意事項**」を踏まえ、当該補助事業の趣旨、事業実施の現実性の観点から、事業の全体計画を十分精査して申請して下さい。その他、申請書類は以下の点に留意して作成して下さい。

##### 4. 2. 1 申請者及び申請単位

申請者とは、「1. 2. 2 補助対象事業者」に該当する事業者です。なお、同一の申請者が異なる複数の場所で申請する場合には、その場所毎に申請して下さい。

##### 4. 2. 2 複数年度事業について

以下の点に留意して下さい。

- ・ 申請は各年度行うこと。
- ・ 実施計画書(事業全体、各年度の整備計画)を提出すること。
- ・ 実施計画書において、複数年度に跨る継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異を明確に区別すること。
- ・ 補助金の総額については当該実施計画書に記載された総額を超えることはできない。また、前年度の未達分を翌年度に繰り越すことはできない。
- ・ 実施を計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させ、その金額相当の成果品が納められていること(計画から外れた実績は補助対象外)。
- ・ 各年度の交付決定にあたり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。また、予算上やむを得ない場合には減額することがある。
- ・ 2年度目以降に事業を取りやめた場合(事業廃止)は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。

##### 4. 2. 3 申請方法

申請に必要な書類(2部)及びこの書類を保存したコンパクトディスク(2枚)を、公募期間内に、申請者が対象設備を導入しようとする所在地を管轄する国土交通省地方整備局等(「4. 2. 4 提出先」参照)へ提出して下さい。

提出にあたっては、以下の点に留意して下さい。

- ・ 提出物は、持参または郵送によって公募期限の17時までに提出すること。
- ・ 提出物は、封筒に入れ、宛名面に「災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業応募書類」と赤字で明記すること。
- ・ 申請書類は1部ずつA4ファイル綴じとし、表紙および背表紙に事業名及び申請者名を記載すること。
- ・ コンパクトディスクの表面に申請者名を記載すること。
- ・ 全ての書類は穴を開け、直接ファイル綴じすること。書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないように留意すること。なお、クリアフォルダの使用、袋とじ及び別添資料以外の書類のホチキス止めは不可。
- ・ 各書類の最初には、「6. **申請に係わる提出書類**」の提出書類名称を記載した索引付の中仕切りを挿入すること(書類自体には索引をつけない)。提出書類は、申請者においても一式コピーして保管しておくこと。

#### 4. 2. 4 提出先

提出先〔管 轄〕	住所・連絡先
北海道開発局 港湾空港部 <u>港湾計画課</u> 〔北海道〕	〒060-8511 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎 電話： 011-709-2311(代表)
東北地方整備局 港湾空港部 <u>海洋環境・技術課</u> 〔青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県〕	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア10階 電話： 022-716-0001(代表)
関東地方整備局 港湾空港部 <u>海洋環境・技術課</u> 〔茨城県・千葉県・東京都・神奈川県〕	〒231-8436 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 電話： 045-211-7406(代表)
北陸地方整備局 港湾空港部 <u>海洋環境・技術課</u> 〔新潟県・富山県・石川県・福井県〕	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1号館 TEL. 025-280-8760(代表)
中部地方整備局 港湾空港部 <u>海洋環境・技術課</u> 〔静岡県・愛知県・三重県〕	〒455-8545 名古屋市港区築地町 2番地 電話： 052-651-6262(代表)
近畿地方整備局 港湾空港部 <u>海洋環境・技術課</u> 〔京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県〕	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29番地 神戸地方合同庁舎 電話： 078-391-7571(代表)
中国地方整備局 港湾空港部 <u>海洋環境・技術課</u> 〔鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県(下関市除く)〕	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 NTTクレド白島ビル 13階 電話： 082-511-3900(代表)
四国地方整備局 港湾空港部 <u>海洋環境・技術課</u> 〔徳島県・香川県・愛媛県・高知県〕	〒760-8554 高松市サンポート 3-33 電話： 087-851-8061(代表)
九州地方整備局 港湾空港部 <u>海洋環境・技術課</u> 〔山口県(下関市)・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県〕	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎 電話： 092-418-3340(代表)
沖縄総合事務局 開発建設部 <u>港湾計画課</u> 〔沖縄県〕	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館 電話： 098-866-1901(代表)



#### 4. 2. 5 CO<sub>2</sub>削減量の算出について

対象設備のCO<sub>2</sub>削減量は、比較設備(対象設備と同等の機能)と対象設備とのCO<sub>2</sub>削減量の差によって算出して下さい。算出に必要な消費エネルギー量(燃料、電気等)は、対前年度又はそれ相当に想定される年間消費エネルギー量を用いて下さい。

CO<sub>2</sub>排出量は以下の算定式を準拠して算出することとし、国土交通省港湾局が公表する「港湾からの温室効果ガス排出量算定マニュアル(案)」(平成21年6月)の「5.1 排出係数」、「6. 排出源別 CO<sub>2</sub> 排出量算定方法」などを参照して下さい。

(URL. [http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_tk6\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000003.html))

- CO<sub>2</sub> 排出量(燃料) = 燃料使用量(ℓ/年) × 10<sup>-3</sup> × CO<sub>2</sub> 排出係数(t-CO<sub>2</sub>/kℓ)
- CO<sub>2</sub> 排出量(電気) = 電力使用量(kWh/年) × CO<sub>2</sub> 排出係数(t-CO<sub>2</sub>/kWh)

(参考)CO<sub>2</sub> 排出係数

- 主な燃料の CO<sub>2</sub> 排出係数を下表に示します。CO<sub>2</sub> 排出係数の算定に用いる単位発熱量、炭素排出係数については、環境省等で公表されている最新の値を用いて下さい。
- 下表の最下段に示す電気の CO<sub>2</sub> 排出係数は代替値であって、算出には各地域の電気会社の公表の最新の値を用いて下さい。

主な燃料の CO<sub>2</sub> 排出係数

燃料の種類	単位発熱量 (GJ/kℓ)	炭素排出係数 (t-C/GJ)	CO <sub>2</sub> 排出係数
ガソリン	34.6	0.0183	2.32 (t-CO <sub>2</sub> /kℓ)
灯油	36.7	0.0185	2.49 (t-CO <sub>2</sub> /kℓ)
軽油	37.7	0.0187	2.58 (t-CO <sub>2</sub> /kℓ)
A重油	39.1	0.0189	2.71 (t-CO <sub>2</sub> /kℓ)
B重油又はC重油	41.9	0.0195	3.00 (t-CO <sub>2</sub> /kℓ)
他人から供給された 電気の使用	-	-	0.000559 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)

- 環境省ホームページ「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」、  
「電気事業者別排出係数一覧(2010年度実績)」より

(URL. <http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/>)

#### 4.3 補助事業の審査と選定

公募終了後、国土交通省港湾局において、以下の評価項目等を総合的に勘案し選定を行います。なお、必要に応じて申請内容についてのヒアリング等を行います。

- ・ CO<sub>2</sub>削減効果
- ・ 費用対効果(CO<sub>2</sub>を1トン削減するのに要する費用)
- ・ 先進的技術の新規性(普及状況も加味する)
- ・ 災害等非常時の効果

審査終了後、申請者に対して国土交通省港湾局より選定結果を通知します。

また、選択にあたって、計画の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いする場合があります。

なお、選択結果については、事業者名、事業概要等を環境省及び国土交通省ホームページ等に掲載する予定です。

#### 4.4 補助金の交付について

##### 4.4.1 交付申請

公募により選定された補助事業者は、環境省へ交付申請書を提出して下さい。申請手続き等については、交付要綱を参照して下さい。

##### 4.4.2 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ確認を行い、交付の決定を行います。

- ・ 補助事業の内容が、交付要綱の要件を満たしていること。
- ・ 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(申請者が直近の決算において、少なくとも債務超過でない)と見込まれること。
- ・ 補助事業に要する経費(工事費、機械器具費、事務費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費は含まないこと。

## 5. スケジュール

	予 定	申請者	国土交通省港湾局	環境省
公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募期間 9月6日～9月26日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②公募申請 (国土交通省地方整備局等を経由)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公表(ホームページ) (公募要領)</li> </ul> <p>[ 両省のHPでリンク ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公表(ホームページ) (交付要綱)</li> </ul>
審査・選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定、交付決定 9月26日～10月中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦交付申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面審査</li> <li>ヒアリング(必要に応じて)</li> <li>④選定</li> <li>⑤選定結果報告</li> <li>⑥選定結果通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧交付決定通知</li> </ul>
事業の遂行・報告・検査・支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始 (交付決定後)</li> <li>検収完了</li> <li>事業完了 ～ 3月末</li> <li>精算支払請求 ～ 4月初旬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始</li> <li>↓</li> <li>業者選定</li> <li>↓</li> <li>事業実施</li> <li>↓</li> <li>事業完了</li> <li>⑨実績報告</li> <li>⑩精算支払い請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨'(写し)</li> <li>⑩確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩検査</li> <li>⑫支払い</li> </ul>

## 6. 申請に係わる提出書類

No.	提出書類	部数	備考
1	申請書	2	様式第1 [代表者印押印]
2	実施計画書	2	別紙-1(1)、別紙-1(2)
3	経費内訳書	2	別紙-2
別添書類			
別添1	定款又は寄付行為	2	
別添2	経理状況説明書	2	直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書
別添3	会社、事業所のパンフレット	2	業務の概要がわかる資料
別添4	商業登記簿謄本	2	コピー不可
別添5	対象設備に関するリース契約書(案)	2	リース契約の場合
別添6	対象設備に関するリース料計算書	2	リース契約の場合
別添7	エネルギー使用量実績	2	燃料、電力量、設備稼働時間等の実績
その他			
	提出書類のファイル綴じ	2	A4ファイルに各書類の最初に索引付きの中仕切りを挿入して、ファイル綴じすること
	申請様式の電子媒体保存	2	申請に必要な書類一式をコンパクトディスクに保存すること

## 7. 留意事項

### 7.1 基本的な事項について

本補助金の交付については、環境省所管のエネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、環境省の定める交付要綱及びこの公募要領に拠ることとします。

### 7.2 既助成事業の応募禁止

既に他府省の補助金等の助成を受けている(助成の決定を含む)事業については、本事業への応募はできません。また、応募事業者は、本事業への応募後、当該応募に係る事業について他府省の補助金等の助成が決定した場合は、直ちに取り下げの連絡をして下さい。

### 7.3 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

### 7.4 事業の開始について

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することとします。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意すべき事項を以下に記します。

- ・ 契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して平成24年度中(出納整理期を含む)に対価の支払い及び精算が行われること。

## 7.5 事業の中止等の措置

申請者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

## 7.6 補助金の経理等について

### 7.6.1 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿を備え他の経理と明確に区分して経理し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。また、これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

### 7.6.2 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省総合環境政策局環境計画課宛て提出して下さい。

事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額(製造原価)を補助対象経費の実績額とします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額(製造原価と販売費及び一般管理費の合計)を補助対象経費の実績額とします(「参考資料」参照)。

また、交付要綱に基づき、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の5年間について、温室効果ガスの削減量等を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境省総合環境政策局環境計画課宛て提出して下さい。

### 7.6.3 補助金の支払い

補助事業者は、確定通知を受けた後、精算払い請求書を環境省総合環境政策局環境計画課宛提出し、その後、環境省より補助金を支払います。

### 7.6.4 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産(取得財産等)については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。

## 7.7 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び国土交通省において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された事業者の提案内容は、補助金交付申請書にその内容が記載されるものであり、交付決定後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報等)を除いて

開示される場合があります。なお、個人情報については、当該事業に係わる事務(担当者への連絡、資料送付等)のために利用します

## 7.8 その他

環境省及び国土交通省担当官や審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。

また、採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。

上記の他、必要な事項は交付要綱によるものとします。

## (参考資料)補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む)がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。したがって、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、利益等排除が必要となります。

### 記

#### 1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

#### 2. 利益等排除の方法

##### (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

##### (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

##### (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。